

令和7年度 三世代同居・近居支援事業

【対象となる住替え】

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に行う住替え

・住替え後（新住所に住民票を異動した後）の申請は助成対象になりません。

【受付開始】令和7年4月1日（火）以降

・申請書に必要書類を添えて、コミュニティ再生課へ提出ください。

【受付予定件数】120件 ※先着順

・受付状況は市のホームページでお知らせします。必ず申請前にホームページで確認するか、お問い合わせください。

【申請方法】

令和7年度から電子申請が可能となりました。

申請書と住替え前の住民票など必要書類を「電子申請システム」又は以下の問合せ先へ持参・郵送により、御提出ください。

※郵送による申請は、消印が4月1日以降のものに限り受け付けます。

※申請書等の様式は、コミュニティ再生課及び区役所地域起こし推進課で配布しています。また、広島市のHPからダウンロードも出来ます。

【申請・問合せ先】

企画総務局コミュニティ再生課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎11階

TEL 082-504-2125（直通）FAX082-504-2029

※ 申請及び報告は、区役所での受付はできませんので、コミュニティ再生課までお持ちください。

電子申請
システム



広島市HP



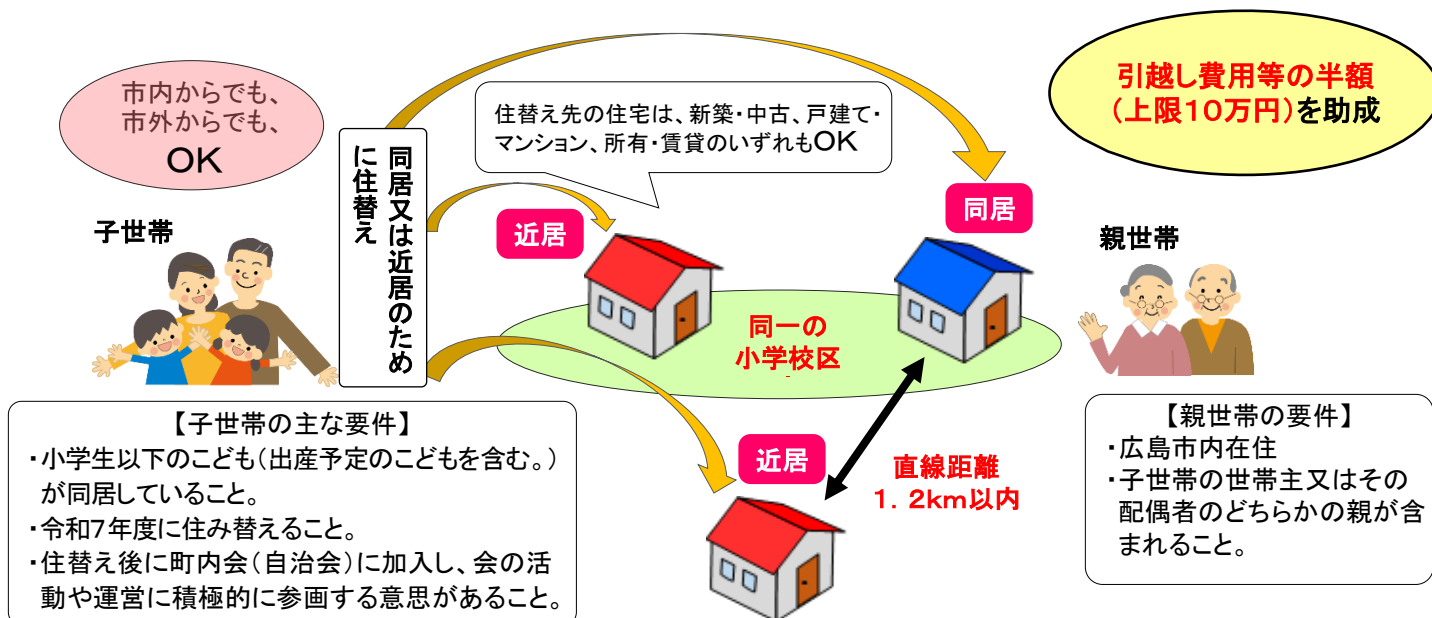
広島市

制度の概要

小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯が、広島市内に住む親元近くに住民を替えて同居又は近居を始める場合、引越費用等の2分の1（上限10万円）を助成します。

※「近居」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合、または子世帯と親世帯の住宅が直線距離で1.2km以内の範囲にある場合をいいます。

（親世帯が子世帯の近くに住民を替えて同居又は近居を始める場合は、助成対象となりません。）



助成内容

①助成額：助成対象費用の2分の1（上限10万円）

②助成対象費用：子世帯が負担する引越費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金

※複数の助成対象費用の組合せも可能です。

主な申請要件 ※申請できるのは「子世帯の世帯主又はその配偶者」です。

①小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）が同居していること。

②新たに、親世帯と同居又は近居（親世帯と同一の小学校区、又は親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内の広島市内に居住）すること。（既に親世帯と同じ小学校区に居住している場合は助成の対象になりません。また、親世帯と小学校区が異なっても親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内に居住している場合も助成の対象になりません。）

※小学校区は広島市のホームページに掲載の「通学区域一覧」で調べることができます。

③令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に住民を替えること。

④住替え後の住宅に自ら居住すること。

⑤住替え後に町内会（自治会）に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意図があること。

※住替え後、町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて話し合い、その結果を市に報告していただきます。

⑥他の公的制度による助成等を受けていないこと。

⑦住民登録している区市町村の税を滞納していないこと。

⑧過去にこの事業による助成金の交付を受けていないこと。

提出書類

1 申請時（住替え前）

【必ず必要な書類】※②～⑥はコピー等も可

- ①申請書
- ②住替え前の子世帯の世帯全員の住民票（3か月以内の発行で、世帯主と続柄が分かるもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- ③親世帯の世帯全員の住民票（3か月以内の発行で、世帯主と続柄が分かるもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- ④子世帯と親世帯の親子関係が分かる戸籍抄本など（3か月以内に発行されたもの）
- ⑤お住まいの区市町村の税を滞納していないことが分かる納税証明書（3か月以内に発行された申請者のもの）
※滞納がない旨の納税証明書（完納証明書）ではない場合、原則として直近3年度分の納税証明書を提出ください。
- ⑥住替え後の住宅の所在地が分かる書類（いずれか一つ）
 - ・引越し費用の見積書
※引越し事業者が発行したもので、引越し先、引越し予定日、費用の内訳が分かるものに限ります。
 - ・住替え後の住宅の契約書（売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など）
※子世帯が契約したものに限りします。

【次の項目に該当する場合、必要な書類】

- ◆住替え後の住宅の所在地が親世帯と異なる小学校区の場合
 - ・住替え後の子世帯の住宅と親世帯の住宅の所在地に印をつけた地図など
- ◆小学生以下のこどもはいないが、出産予定の場合
 - ・母子健康手帳のコピーなど

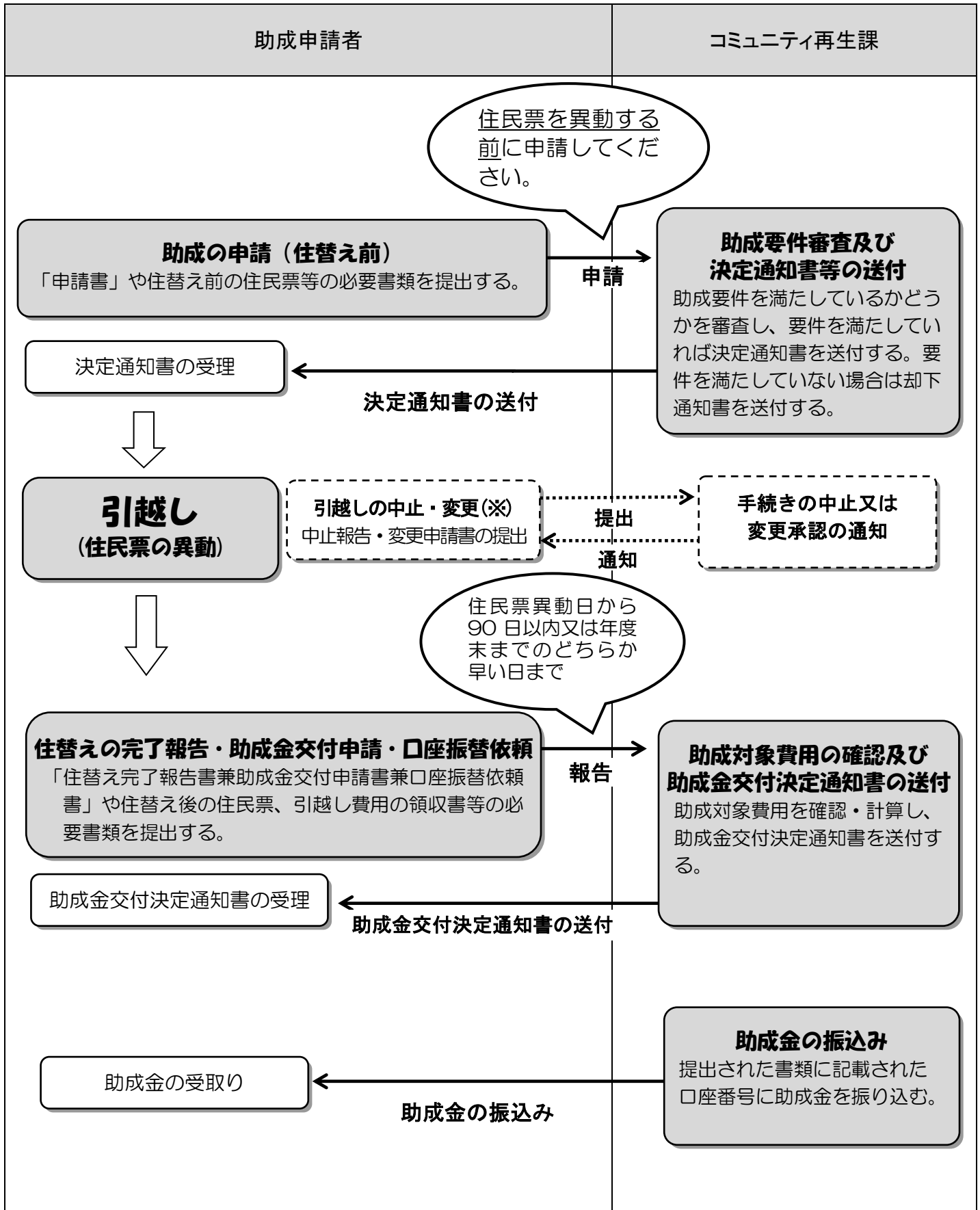
2 住替え後（住民票の異動後）※②、④はコピー等も可

- ①住替え完了報告書兼助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- ②住替え後の子世帯の世帯全員の住民票（世帯主と続柄が分かるもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- ③町内会（自治会）加入確認書
※町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて話し合った結果を市に報告していただく書類です。
- ④助成申請する費用の領収書と領収金額の内訳が分かる書類
 - ・引越し費用
領収書とその料金明細
 - ・不動産登記費用
領収書と取得した土地・建物の登記内容が分かる登記事項証明書
 - ・仲介手数料
領収書と仲介の契約書（媒介契約書、重要事項説明書など）
 - ・礼金

その他

- 1 住替え先の住宅は、新築・中古、戸建て・マンション、所有・賃貸を問いません。
- 2 郵便事情等により申請書類が広島市に届かない場合は、申請したことにはなりません。
心配な方は、持参又は郵便書留を利用してください。
- 3 必要に応じて居住や町内会加入の状況を調査することがあります。

三世代同居・近居支援事業の流れ



※ 必要に応じて実施するもの